

# 県民の暮らしと営みを守る

## 取り組み 一覧

### 香川県民の皆さまへ

#### 給付金

2020年5月11日現在

全ての皆さまに	<b>特別定額給付金</b>	1人当たり <b>10万円</b>	全ての方に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人当たり10万円を給付します。	各市町または 特別定額給付金コールセンター ☎ 0120-260-020 (9:00～18:30)
子育て世帯	<b>子育て世帯への臨時特別給付金</b>	児童1人当たり <b>1万円</b>	児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を支給します。	各市町
収入減で家賃が払えない	<b>住居確保給付金の支給対象範囲を拡大</b>		休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。 対象：離職・廃業後2年以内／給与などを得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらず減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	市にお住まいの方 各市福祉事務所 町にお住まいの方 県保健福祉事務所・小豆総合事務所

#### 貸し付け

2020年5月11日現在

休業・失業などにより生活資金でお悩みの方々に <b>生活福祉資金の特例貸付</b> (無利子・保証人不要)	<b>緊急小口資金</b> 主に休業された方向け	貸付上限 <b>20万円</b>	据置期間：1年以内 返済期間：2年以内	県社会福祉協議会 各市町社会福祉協議会 四国労働金庫 (緊急小口資金のみ) 個人向け緊急小口資金・ 総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999 (9:00～21:00)
	<b>総合支援資金</b> 主に失業された方等向け	単身世帯 <b>15万円以内</b>	複数世帯 <b>20万円以内</b>	

#### 猶予

2020年5月11日現在

納税が今は厳しい	<b>県税の納付などの猶予</b>	県税を一時的に納付できない事情のある方については「徴収の猶予」や「換価の猶予」が適用される場合があります。	県税事務所 滞納整理課・特別整理対策課 ☎ 087-806-0322・0319
国民健康保険料などが払えない	<b>国民健康保険料などの減免・納付の猶予</b>	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などの減免や猶予が適用される場合があります。	各市町
公共料金が払えない	<b>上下水道、電気、ガスなど公共料金の支払猶予</b>	上下水道、電気、ガス、電話などの各種公共料金の支払いの猶予が受けられる場合があります。	各事業者まで

香川県ホームページでも情報を掲載しています。<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>  
お住まいの県内市町においても新型コロナウイルス感染症対策を講じています。  
それぞれの市町の対策については、お住まいの各市町にお問い合わせください。



### 新型コロナウイルス感染症に関する健康相談は下記の窓口までお問い合わせください

#### 新型コロナウイルス健康相談 コールセンター

感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関するご相談はこちらへ

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方(※基礎疾患のある方)で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の方で発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が続く場合

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

小児については、小児科医による診察が望ましく、当コールセンターやかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

上記は、皆さまが相談・受診する目安です。これまでどおり、検査については医師が個別に判断します。

☎ 0570-087-550  
(24時間受付)